

一般社団法人 日本専門医機構
第 14 回 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 2 日 (金) 16 時 00 分～18 時 30 分
1. 開催場所 イオンコンパス 東京駅前会議室 Room 3D
1. 現在理事数 25 名
出席理事数 21 名
理 事 長 吉村 博邦
副理事長 松原 謙二 山下 英俊
理 事 市川 智彦 稲垣 暢也 岩本 幸英 遠藤 久夫 神野 正博
北川 昌伸 木村 壯介 桐野 高明 小林誠一郎 寺野 彰
豊田 郁子 南学 正臣 羽鳥 裕 花井 十伍 本田 浩
森 隆夫 柳田 素子 渡辺 毅 (五十音順)
1. 現在監事数 3 名
出席監事数 2 名
今村 聡 寺本 民生
1. 陪席者数 9 名
倉本 秋 (総合診療専門医ワーキンググループ委員会)
椎葉 茂樹、武井 貞治、櫻本 恭司 (厚生労働省)
山本 光昭、植田 勝明 (兵庫県庁)
天瀬 文彦、新井 朋博 (日本医師会)
前田 雅晴 (全国自治体病院協議会)
1. 事務局 事務局長代行 栄田 浩二 他
- 欠席理事数 4 名
理 事 井戸 敏三 神庭 重信 國土 典宏 邊見 公雄
欠席監事数 1 名
監 事 山口 徹

議事次第

I. 第 13 回理事会 (5/12 開催) 議事録案 (未定稿) の確認

II. 協議事項

- 「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」報告と今後の対応について
 - 新整備指針等の改訂について
 - 新専門医制度 Q&A の追加について
- 平成 28 年度事業報告、決算報告について
- 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会 審議事項
 - 今後のスケジュールについて
- 専門医認定・更新部門委員会 審議事項
 - 産婦人科専門医更新 2 次審査について (追加)
 - 整形外科専門医更新 2 次審査について
 - 専門医更新基準の変更について
(皮膚科、外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、病理、臨床検査)
- 総合診療領域専門研修プログラム整備基準について
- サブスペシャリティの在り方に関するワーキングの設置について
- 個人情報の取扱いについて
- その他

III. 報告事項

- 社員の代表者変更について (眼科、形成外科、整形外科、四病院団体協議会、麻酔科)
- 基本領域連携委員会報告
 - 基本領域連携委員会委員の変更について
- データベース委員会報告
- 問い合わせフォームについて
- その他

IV. その他

16時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 第13回理事会（5/12開催）議事録案（未定稿）の確認

5月12日（金）に開催された第13回理事会の未定稿の議事録（案）が提出された。

II. 協議事項

1. 「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」報告と今後の対応について

(1) 新整備指針等の改訂について

理事長より、5月25日に厚生労働省の「第2回今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」（以下、「厚労省検討会」）が開催され、第1回厚労省検討会で指摘のあった4項目（①専門医取得の義務付けについて②地域医療従事者や女性医師等に配慮したカリキュラム制の設置を整備指針に明記することについて③大学病院と市中病院について④都道府県協議会について）について前回理事会で承認された対応策が了承されたこと、また、日本内科学会より新専門医制度の取り組み状況が説明され、構成員より評価が得られたことが報告された。

また、回収資料として提出した理事会未承認の新整備指針改訂案（理事長私案）についても検討会で了承され、次回機構理事会にて承認が得られるよう配慮が求められたことから、改めて理事会で協議した。

新整備指針改訂案は第二版として承認されたが、理事等より、都道府県協議会（以下、「協議会」）についてはいまだに機能していない都道府県が多数あるのではないかと懸念があげられ、設置状況の報告を求めるとともに厚生労働省へ強く申し入れをするよう要望がだされた。

次いで、理事長より、厚労省検討会で構成員からの2つの意見（①専攻医が特別な事情により研修カリキュラムを選択する際の手順や不具合があった場合の対応策の明記②地域医療確保の観点から、協議会が基幹施設等より直接情報提供をうけることができ、基幹施設等は協議会の求めに協力すべき）を反映した基本問題検討委員会未提出の運用細則改訂案が提出され、意見が求められた。

整備指針の改訂にともない、細則と重複する部分の削除と、研修カリキュラムを選択する際の不具合への対応として、基幹施設と機構に相談窓口を設ける案について了承され、機構が学会と相談して調整する旨の文言を追加することとした。

研修プログラムの承認に際し、都道府県、市町村、医師会、大学、病院団体等からなる都道府県協議会への情報提供や求めに応じることについては、異議なく了承された。協議会への情報提供については、専門医制度の第一義として、専門医の質を担保し国民のための専門医育成の責任があること、機構は研修プログラムの二次審査と提示の義務があることが整備指針に記載されていることから、疑義が生じた場合は、協議会の申請に基づき、機構が学会や基幹施設と協議のうえ、協議会に提出する手続きがよいとの意見が出され、了承された。

また、理事から、研修医のためにも来年4月にスタートできるよう運用細則案の持ち回り審議が提案され、早急に関係委員会での協議を進め、次回厚労省検討会に提出することとなった。

次回の厚労省検討会では、専攻医年度採用実績が 350 名以上の 7 基本領域学会の状況説明が予定されているので、監事よりしっかり事前打ち合わせをするようにとの要望がだされた。

(2) 新専門医制度 Q&A の追加について

井戸理事より提案された、地域医療への配慮の具体例を新専門医制度 Q&A に追加することについて、承認された。

2. 平成 28 年度事業報告、決算報告について

松原副理事長より、平成 28 年度事業報告（案）の提出があり、平成 28 年度決算報告書について、事務局から資料に沿って説明がなされた。

資産については、流動資産計 4,002 万 6,315 円、固定資産計 3,139 万 1,456 円、資産合計 7,141 万 7,771 円であり、負債については、流動負債計 6,999 万 9,715 円、固定負債計 1 億 4,304 万 6,200 円、負債合計 2 億 1,304 万 5,915 円であり、正味財産合計△1 億 4,162 万 8,144 円であることが報告された。

収支については、主な事業収入である専門医移行更新審査・認定料、総合診療医養成ワークショップ参加費収入、厚生労働省からの医療施設運営費等補助金、23 社員からの会費等、経常収益計 1 億 1,766 万 8,314 円が報告された。また、人件費、関連委員会委員の旅費・会議費、専門医認定証作成費、事務所賃借料等の経常費用計 1 億 9,146 万 8,809 円が報告され、当期経常増減額としては△7,380 万 495 円であることが報告された。

今村監事より、監事 3 名により会計監査を行い、平成 28 年度年度事業報告書、決算報告書については法令・定款違反がなく、その他計算書類と付属の明細についても当法人の財産、損益の状況がすべて適正に表記されており、決算報告を承認したとの監事報告があり、理事会においても承認された。この平成 28 年度事業報告書、決算報告書は 6 月 29 日に開催予定の社員総会へ諮るとの説明があった。

3. 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会 審議事項

(1) 今後のスケジュールについて

本田理事より、5 月 29 日開催の専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会報告がなされ、前回理事会で専門研修プログラム整備基準に学会員であることを明記することが承認されたことにもとづき、2 領域から修正が提出された整備基準、および、未提出または修正された 6 領域のモデル専門研修プログラムについて検討を行い、委員会です承されたことが報告された。その他、専門研修プログラムの管理・指導體制（案）を作成中であることや、整備指針の修正にもとづき、一次、二次審査方法の一部を修正したこと、プログラム申請書は来年度に関しては現行の様式を使用することが報告された。また、事務局作成の専門医制度の開始に向けてのスケジュール（案）についても委員会です承されたことが報告された。

理事より、スケジュール（案）について、都道府県協議会との調整期間や、専攻医の募集期間が案のとおり進められるのかとの懸念が出された。また、専攻医の応募方法や採用方法に関して質問がだされ、データベース委員長の稲垣理事より説明がなされた。

理事より、今の専攻医はマッチングに慣れているため、採用に関する過程の透明性を担保するよう要望が出され、都道府県協議会との協議が十分行えるようなスケジュールの見直しと専攻医の募集期間や採用方法について早急に関係委員会で検討し、来年4月のスタートに向けて調整をすすめることとした。

4. 専門医認定・更新部門委員会 審議事項

(1) 産婦人科専門医更新2次審査について（追加）

寺野理事より、事務手続きで不備のあった機構認定産婦人科専門医1名について2次審査を行い承認したことが報告され、理事会においても承認された。

(2) 整形外科専門医更新2次審査について

寺野理事より、機構の定めた更新基準に基づき学会の1次審査に合格した整形外科専門医（570名）について、2次審査の結果、機構認定専門医として承認したことが報告され、理事会においても承認された。

(3) 専門医更新基準の変更について（皮膚科、外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、病理、臨床検査）

市川理事より、新整備指針に則り修正された基本領域学会の専門医更新基準の審査が行われ、機構提出後に運用細則、補足説明の修正があった部分については今後修正いただくことを前提とし、委員会です承したことが報告された。

理事より、学術総会で単位取得のためにスタンプラリーになったことから、対策を検討して欲しいとの要望がだされ、市川理事より、当該領域にヒアリングをし、e-learningの導入や学術総会プログラム構成への助言を行う等、医師に負担がかからないように引き続き周知・検討していくことが述べられ、理事会で承認された。

5. 総合診療領域専門研修プログラム整備基準について

松原副理事長より、前回理事会にて大枠が承認された総合診療専門研修プログラム整備基準案について、作成を一任された吉村理事長（委員会委員長）とともに修正した整備基準改訂案と、それにもとづき修正されたモデルプログラム案が資料として提出された。

主な変更点として、研修期間中に2年以上の僻地での研修を必須としているプログラムにおいて、ブロック制で十分な対応ができない場合に限り、カリキュラム制の実施を認めることや、大都市部に研修が集中しないよう、機構がプログラムを管理すること。そして、研修期間3年の内訳を内科1年、総合診療1.5年（総合診療Ⅰ・Ⅱそれぞれ最低6ヶ月以上）、小児科、救急科をそれぞれ3ヶ月としていたが、最初の3年に限り暫定措置として、総合診療1.5ヶ月のうち6ヶ月については他科を選択制研修することも可能とし、整備基準を3年毎に見直すことが報告された。

それについて、理事より、総合診療研修を内科研修に充当できるか、前年度採用実績のない総合診療の基幹施設の認定基準は何にもとづいて決まるのか、暫定措置として6ヶ月の選択制研修

を設けた理由が不明確で国民にわかりにくい、外科研修は必須にしたほうがいいのではないかとの意見が出された。

松原副理事長より、専門医の質の担保のため、総合診療研修と内科研修はそれぞれ行うこと、総合診療領域の基本的な考え方は、地域医療への配慮を念頭に現在運営委員会で検討中であること、6ヶ月の選択制研修を導入した理由は、その地域で必要な研修が異なることから、総合診療をやるうえで必要な研修を選択できるようにしたことが説明された。また、外科研修については様々な意見がだされているが、救急で学べることから、必須ではなく推奨するという形になり、外科研修については初期臨床研修制度の問題でもあるという意見もあることが説明された。

理事より、一部文言の修正や、まだこれらの案が委員会で審議されていないことについて指摘があり、松原副理事長より、まだ十分に議論は尽くされていないが微修正はありえるものとし、他領域同様4月にスタートできるよう今回は暫定措置として認めてほしいとの説明があり、大枠として了承された。

6. サブスペシャリティの在り方に関するワーキングの設置について

理事長より、基本問題検討委員会の下に設置されたサブスペシャリティ領域の在り方に関するワーキンググループの委員が提案され、承認された。

7. 個人情報の取扱いについて

南学理事より、専門医更新等で必要な患者情報の取扱いについて、個人情報保護法の改正に伴い再度十分に検討を行う必要があることが説明され、今後の検討課題とされた。

8. その他

松原副理事長より、未払いであった前事務局長委託費用の請求書がきたことが報告され、委託費用を支払うことが承認された。

III. 報告事項

1. 社員の代表者変更について（眼科、形成外科、整形外科、四病院団体協議会、麻酔科）

理事長より、社員5団体より代表者変更届の提出があったことが報告された。

2. 基本領域連携委員会報告

(1) 基本領域連携委員会委員の変更について

羽鳥理事より、基本領域連携委員会委員の変更が報告された。

3. データベース委員会報告

稲垣理事より、専攻医登録システムを使用した専攻医登録の流れと、プログラム応募手順を示した資料にそって説明がなされ、専攻医採用に関する詳細については引き続き検討を行うことが報告された。

4. 問い合わせフォームについて

事務局より、機構ホームページに専門医制度に関する問い合わせフォームを作成することが報告された。

5. その他

理事長より、数団体から、専門医制度を進めることを反対する要望書への反論文書が出されていることが報告された。

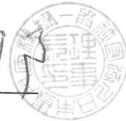
以上をもって、本日本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として監事が指名され、18時30分に散会した。

平成 29 年 6 月 2 日

理 事 長

吉村博邦

吉村 博邦



監 事

今村聡

今村 聡



監 事

寺本民生

寺本 民生

